

# 神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱の 一部改正（案）の概要

## 1. 背景

平成 27 年度より実施されている子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行うもの）の利用にあたり、市町村は保護者の申請を受け、教育・保育給付認定を行うこととされています。

併せて市町村は、保育認定を受けた子どもが教育・保育施設及び地域型保育事業（以下、「保育所等」という。）の利用を希望するにあたり、利用調整を行うこととされています。

この度、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定に基づき制定された「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」の一部を改正する必要がありますので、ご意見を募集します。

## 2. 改正の方針

就労状況に係る「調整点数」に関しては、現在、雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合、給与等で就労実態が確認できる場合を除いて減点を行っています。

しかしながら、昨今は雇用を取り巻く環境が大きく変化しているため、三親等以内の親族雇用の項目があることは、親族雇用以外の保護者とのバランスを考慮する必要があります。

そのため、調整点数の中の「雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合（給与等で就労実態が確認できる場合を除く）」の項目を削除し、全保護者を同一に扱うよう見直しを行います。

また、全保護者の就労実態について、勤務証明書・就労状況申告書・タイムスケジュール等で、契約時間と直近の就労状況を確認することとし、基本点数中の「①就労」について、就労実態が確認できた場合はそのままの点数とし、確認できない場合は「就労」の最下位60点とするよう見直しを行います。

## 3. 改正（案）の概要

「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」を以下のとおり改正します。

### 利用調整基準の一部改正

#### （1）調整点数

【現行】

|      | 内 容   | 点 数  |
|------|---|------|
| 就労状況 | 雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合<br>(給与等で就労実態が確認できる場合を除く) | △10点 |

【改正案】

当該項目を削除

(2) 基本点数

【現行】

|     | 点数  | 保育できない理由・状況                                  |
|-----|-----|--|
| ①就労 | 100 | 月 20 日以上かつ週 40 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上働いている |
|     | 90  | 月 20 日以上かつ週 30 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上働いている |
|     | 80  | 月 16 日以上かつ週 24 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上働いている |
|     | 70  | 月 16 日以上かつ週 16 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上働いている |
|     | 60  | 上記には該当しないが、月 64 時間以上働いている                    |

【改正案】

|     | 点数  | 保育できない理由・状況   |
|-----|-----|---|
| ①就労 | 100 | 月 20 日以上かつ週 40 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上働いている                        |
|     | 90  | 月 20 日以上かつ週 30 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上働いている                        |
|     | 80  | 月 16 日以上かつ週 24 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上働いている                        |
|     | 70  | 月 16 日以上かつ週 16 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上働いている                        |
|     | 60  | 上記には該当しないが、月 64 時間以上働いている<br>契約時間等は上記 70 点以上の項目に該当するが、就労実態が確認できない場合 |

4. 施行予定日

令和 5 年 9 月 13 日より施行します。ただし、令和 6 年 4 月 1 日入所分より適用します。